



神奈川県

2026年1月19日

第169号

かながわ  
消費生活

注意・警戒情報

## 葬儀の料金トラブルに注意！



### 事例

家族が亡くなり、インターネットで調べて、料金が安い事業者に葬儀を依頼した。しかし、様々なオプションについて、料金が約3倍になってしまった。ホームページに掲載の金額で葬儀を行ってほしい。



- もしものときに備え、葬儀について情報収集するとともに、家族葬、一般葬、直葬など、希望をかなえてくれる葬儀社を選んでおきましょう。
- 葬儀社との打合せは、親族など複数で行い、見積書をよく確認するようにしましょう。

### <ポイント>

- トラブルを避け、希望する葬儀サービスを受けるため、あらかじめ葬儀に関する知識を身につけておき、葬儀社に希望や予算をしっかりと伝えるようにしましょう。
- 見積書の作成に応じ、丁寧な説明をしてくれる葬儀社を選びましょう。
- 見積書で、契約に含まれる項目と別料金になる項目は何か、参列者数で金額が変動する項目は何かなど、よく確認しておきましょう。
- 見積書や請求書の内容に疑問を感じたら、葬儀社に問い合わせましょう。



葬祭サービスガイドライン遵守事業者や葬儀のルールなどを知りたい場合には、全日本葬祭業協同組合連合会のホームページをご参照ください。⇒



契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

**消費者ホットライン**  
トラブルで困ったときはお電話を！

局番なし  
いやや  
188番

ご自由にコピー・回覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。  
まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課（045-312-1121）へお問合せください。



国民生活センター  
公式LINE  
はこちら▶▶



# お金を取られる儲け話に注意!

消費者問題に詳しい弁護士に聞きました!

「簡単に稼げる」などとうたっている儲け話の中には、「報酬を得るために必要」など、さまざまな名目でお金を支払わされてしまう場合があります。

## 事例 1

副業に興味があつてネットで調べていると、気になるサイトが出てきた。連絡先を登録するとサイトの関係者を名乗る人物から電話がかかってきて、投資を勧められた。投資をすることにして、送金した。サイト上では投資によって利益が上がっていったが、利益を引き出してもいいのに、突然、利益は0になつた。また、サイトの関係者とも連絡がつかなくなつた。

## 事例 2

知人から「会つてほしい人がいる」と言われ、会つてみると、投資を勧められた。「出資金がないなら借りて払つてほしい。毎月の返済はこちらです。」と言われ、借金をして出資した。しかし、返済はしてくれず、利益の配当もなかつた。

**儲け話が“実は詐欺だった！”**  
ということはよくあります。

## ◎相談を受けた弁護士の対応

被害者からお金を取り戻したいと相談を受けると、弁護士は次のように対応します。

### ① だました人の特定

だました人の本名や住所は、わからない場合がほとんどです。しかし、これがわからないと返還の請求をしようがありませんので、弁護士は何とか人物を特定しようと試みます。例えば、だました人の電話番号がわかっている場合には、弁護士会の照会制度を使って、通信会社に契約者情報を開示してもらいます。

ただし、人の電話を使っていることも考えられるので、100%特定ができるわけではありません。情報が足りず人物の特定ができないこともあります。

### ② 特定できた人に請求

特定できた人に、内容証明を送つて支払いを求めます。それがうまくいかないとき、あるいは最初から訴訟を選択して、裁判を通じて支払いを求めます。

**儲け話に  
だまされないで！**

責任追及の相手を特定できないこともあります。特定できても、その人に財産があるとは限らず、被害回復ができないこともあります。弁護士に依頼すると弁護士費用がかかりますので、費用対効果の観点から、被害回復をあきらめざるを得ないこともあります。

つまり、一度だまされてしまうと、お金は戻つてこない可能性が高いため、  
**安易に儲け話に乗らない**  
ことが重要です。

今回の情報は、神奈川県と神奈川県弁護士会との「SDGs推進協定」の一環で、神奈川県弁護士会の協力により作成したものです。  
「誰ひとり取り残さない」社会の実現に向け消費者被害対策等について両者が連携して取り組んでいくこととしています。

消費生活相談は…

消費者ホットライン  
(身近な消費生活相談窓口につながります)

局番なし188

弁護士に相談したい方は…

神奈川県弁護士会 予約受付:  
消費者被害相談

045-211-7700

**指針「わかりやすい版」を作りました！**



指針「わかりやすい版」

県では、消費者施策展開の基本方針である「かながわ消費者施策推進指針」を、より多くの方に理解していただけるよう「わかりやすい版」を作成しました！是非、御一読ください！

県HP : <https://www.pref.kanagawa.jp//docs/r7b/cnt/f535335/wakariyasuiban.html>



困ったときは、  
一人で悩まず  
地元市町村の  
消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局  
くらし安全部消費生活課  
相談第二グループ  
かながわ中央消費生活センター



消費生活課 HP



X (旧 Twitter)